

2023 年度版



「働きやすい職場認証制度」の
認証項目に該当します



全国トラック事業 グループ保険

〈災害保障特約付団体定期保険〉



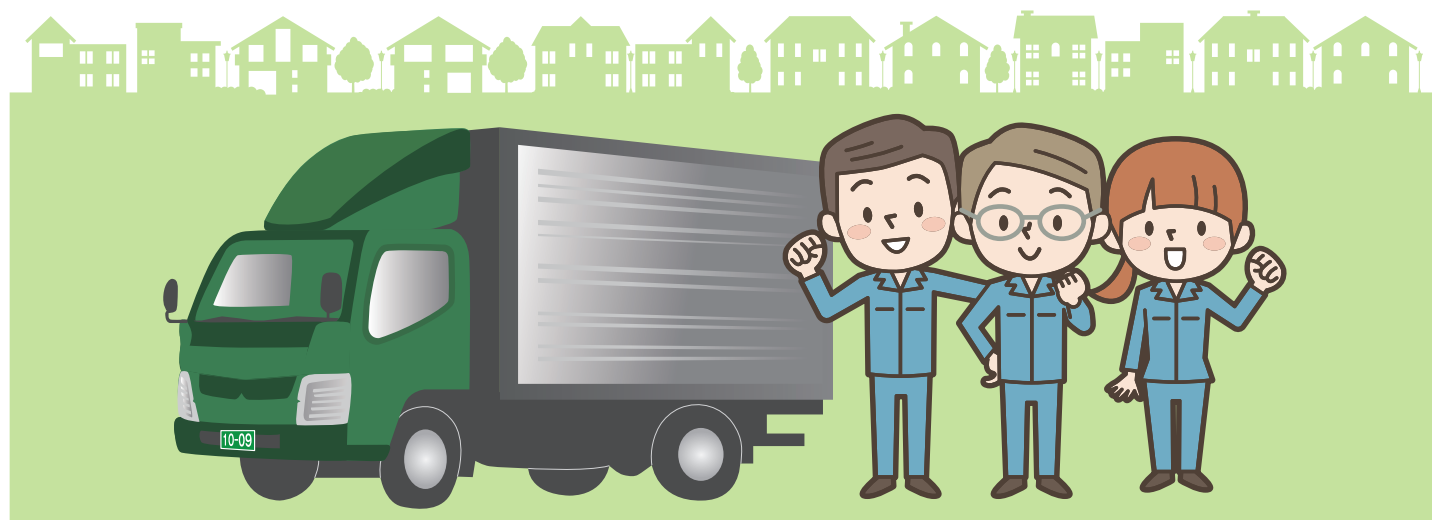
〈オプション〉

生活習慣病保障プラン

〈無配当医療保障保険（団体型）〉



71歳～75歳の保険金額の上限引き上げ!
従来の200万円から300万円へ
グループ保険の限度額が引き上げられました。



公益社団法人 全日本トラック協会
事務委託 日本貨物運送協同組合連合会

全国トラック事業グループ保険

<災害保障特約付団体定期保険>

この制度の特徴



1 医師による診査は必要ありません。

※健康状態について告知をしていただけます。健康状態によっては加入いただけない場合があります。

1. 傷病治療のため公休・休暇等で欠勤している方、または、傷病治療のため勤務先・医師・歯科医師等により **就業の制限(労働時間の短縮・出張の制限・時間外労働の制限・労働負荷の制限等)**を指示されている方
2. **告知日から過去1年以内に、傷病治療のため継続して2週間以上にわたり欠勤(公休・休暇等を含みます)**した方がいる場合、別途詳細な告知をいただけます。



2 保険期間は1年間で毎年更新

※既加入者の方は特にお申し出のない限り自動的に更新して継続します。



3 掛金は全額損金(必要経費)算入

※詳しくは4ページ「税法上の取り扱い」をご覧ください。



4 剰余金が生じた場合は配当金として還付

※配当金はご加入者数、加入率、支払保険金・給付金額の多少、引受保険会社の決算等により変動しますので、将来のお支払いをお約束するものではありません。



5 24時間、業務中・業務外を問わず保障

お支払い事例

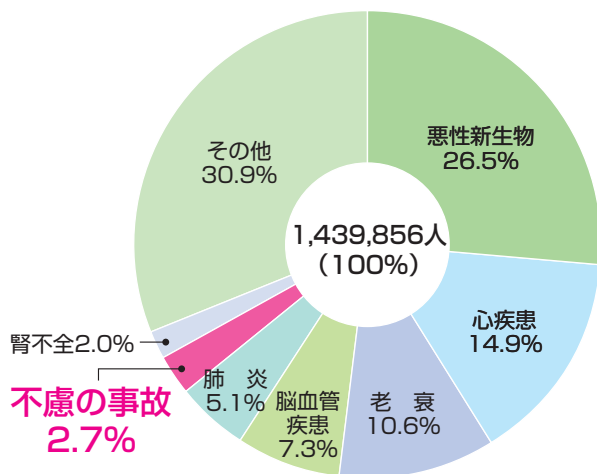
- ・荷物積載作業中、誤って足を踏み外し落下し背部等を強打して骨折し入院
- ・ゴルフ中に足を滑らせ転倒して左足を骨折し入院



6 万一(死亡・高度障害)の場合のみならず、不慮の事故による身体障害、入院も保障

日本人が亡くなる原因

●死亡総数に占める死亡原因の割合

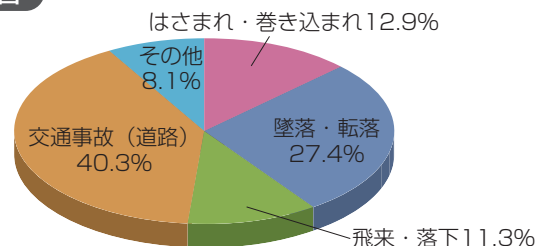


注「不慮の事故」には交通事故を含む。
「心疾患」は高血圧性を除く。

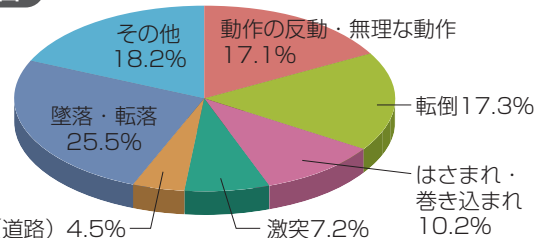
出典：厚生労働省「令和3(2021)年 人口動態統計(確定数)の概況」

陸上貨物運送事業における事故の 型別労働災害発生状況(令和4年)

死亡災害



死傷災害



出典：令和4年11月7日 厚生労働省労働基準局 安全衛生部安全課
「令和4年における 労働災害発生状況(速報)」をもとに
大樹生命にて作成

保障内容

保障内容	保険金・給付金	保険金・給付金額										
		100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	1,000万円	
主契約 病気による死亡・高度障害	死亡保険金 または 高度障害 保険金	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	1,000万円	
不慮の事故による死亡または所定の感染症による死亡	死亡保険金 + 災害保険金	170万円	340万円	510万円	680万円	850万円	1,020万円	1,190万円	1,360万円	1,530万円	1,700万円	
不慮の事故による高度障害	高度障害 保険金 + 障害給付金 (別表第1級)	170万円	340万円	510万円	680万円	850万円	1,020万円	1,190万円	1,360万円	1,530万円	1,700万円	
不慮の事故による身体障害	障害給付金 (別表第2級 ～第6級)	49万円 ～7万円	98万円 ～14万円	147万円 ～21万円	196万円 ～28万円	245万円 ～35万円	294万円 ～42万円	343万円 ～49万円	392万円 ～56万円	441万円 ～63万円	490万円 ～70万円	
不慮の事故による入院 (5日以上 120日限度)	入院給付金	1日につき 1,050円	1日につき 2,100円	1日につき 3,150円	1日につき 4,200円	1日につき 5,250円	1日につき 6,300円	1日につき 7,350円	1日につき 8,400円	1日につき 9,450円	1日につき 10,500円	

- イ. 不慮の事故とは、**業務上・業務外を問わず**、交通事故を含む事故（例えば荷作業中に発生した事故による骨折入院、階段等の踏みはずしによる事故入院など）が対象となります。
- ロ. 不慮の事故による、死亡・高度障害・身体障害・入院は、不慮の事故を直接の原因とし、**事故の日より180日以内**に該当した場合に適用されます。（注、病気による入院・身体障害は該当しません。）
- ハ. 高度障害保険金は加入日以後の傷害または疾病によって保険期間中に5ページに定める所定の高度障害状態に該当したときお支払いします。また、障害給付金は別表（8ページに記載）に定める状態に該当したときお支払いします。
- 二. 入院は日本国内の病院または診療所、またはこれと同等と保険会社が認めた日本国外の医療施設への入院をいいます。
- 保険金・給付金をお支払いする場合、お支払いできない場合については、5ページをご確認ください。

月額掛金表（概算）

（単位：円）

保険年齢	性別	主契約保険金額									
		100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	600万円	700万円	800万円	900万円	1,000万円
15～35歳 (S62.11.2～H20.5.1)	男性	278	556	833	1,111	1,389	1,667	1,945	2,222	2,500	2,778
	女性	233	467	700	933	1,167	1,400	1,633	1,866	2,100	2,333
36～40歳 (S57.11.2～S62.11.1)	男性	304	608	911	1,215	1,519	1,823	2,127	2,430	2,734	3,038
	女性	274	549	823	1,097	1,372	1,646	1,920	2,194	2,469	2,743
41～45歳 (S52.11.2～S57.11.1)	男性	347	694	1,040	1,387	1,734	2,081	2,428	2,774	3,121	3,468
	女性	297	595	892	1,189	1,487	1,784	2,081	2,378	2,676	2,973
46～50歳 (S47.11.2～S52.11.1)	男性	418	836	1,253	1,671	2,089	2,507	2,925	3,342	3,760	4,178
	女性	349	699	1,048	1,397	1,747	2,096	2,445	2,794	3,144	3,493
51～55歳 (S42.11.2～S47.11.1)	男性	525	1,050	1,574	2,099	2,624	3,149	3,674	4,198	4,723	5,248
	女性	411	823	1,234	1,645	2,057	2,468	2,879	3,290	3,702	4,113
56～60歳 (S37.11.2～S42.11.1)	男性	677	1,354	2,030	2,707	3,384	4,061	4,738	5,414	6,091	6,768
	女性	475	951	1,426	1,901	2,377	2,852	3,327	3,802	4,278	4,753
61～65歳 (S32.11.2～S37.11.1)	男性	939	1,878	2,816	3,755	4,694	5,633	6,572	7,510	8,449	9,388
	女性	574	1,149	1,723	2,297	2,872	3,446	4,020	4,594	5,169	5,743
66～70歳 (S27.11.2～S32.11.1)	男性	1,304	2,608	3,911	5,215	6,519	7,823	9,127	10,430	11,734	13,038
	女性	714	1,429	2,143	2,857	3,572	4,286	5,000	5,714	6,429	7,143
71歳 (S26.11.2～S27.11.1)	男性	1,650	3,300	4,949							
	女性	891	1,783	2,674							
72歳 (S25.11.2～S26.11.1)	男性	1,806	3,612	5,417							
	女性	973	1,947	2,920							
73歳 (S24.11.2～S25.11.1)	男性	1,987	3,974	5,960							
	女性	1,069	2,139	3,208							
74歳 (S23.11.2～S24.11.1)	男性	2,197	4,394	6,590							
	女性	1,175	2,351	3,526							
75歳 (S22.11.2～S23.11.1)	男性	2,445	4,890	7,334							
	女性	1,290	2,581	3,871							

※上記掛金は、被保険者の保険金総額が100億円以上500億円未満の場合を表示しております。掛金は概算掛金であり、正規掛金は申込締切後算出し、初回掛金より適用します。また、掛金には制度運営費が含まれています。

●年齢別・加入限度額

加入・増額時年齢の範囲	加入限度額
満15歳以上70歳6ヵ月までの方	最 高 1,000万円
70歳6ヵ月超75歳6ヵ月までの方	最 高 300万円

「全国トラック事業グループ保険」 2021年度 保険金・給付金支払実績

令和4年9月
日本貨物運送協同組合連合会

	死亡保険金	入院給付金	障害給付金	高度障害保険金	合計
件数	19件	43件	2件	1件	65件
金額	44,800,000円	4,016,250円	7,010,000円	2,000,000円	57,826,250円

▼内訳

No.	支払事由	職種	業務中 通勤中	年齢	所在地	1か月分 掛金 (円)	受取 保険金 (円)
1	入院		○	48	北海道	418	71,400
2	入院		○	66	北海道	1,304	56,700
3	入院	倉庫作業	○	65	徳島県	4,694	456,750
4	死亡		-	61	静岡県	1,878	2,000,000
5	入院	運転手	○	61	千葉県	939	16,800
6	死亡		-	43	神奈川県	694	2,000,000
7	入院	運転手	○	48	大阪府	343	29,400
8	死亡		-	64	大阪府	939	1,700,000
9	入院	運転手	○	45	北海道	1,387	134,400
10	入院	運転手	-	64	北海道	2,816	18,900
11	入院	運転手	-	64	北海道	2,816	37,800
12	入院	作業員	○	63	北海道	3,755	63,000
13	入院	運転手	○	60	北海道	2,707	50,400
14	死亡		-	58	滋賀県	1,354	2,000,000
15	死亡		-	47	宮崎県	836	2,000,000
16	死亡		-	54	神奈川県	2,624	5,000,000
17	入院	運転手	○	68	岩手県	2,608	42,000
18	入院		-	74	佐賀県	2,197	42,000
19	死亡		-	74	岐阜県	4,394	2,000,000
20	入院		-	33	長野県	556	65,100
21	入院		-	74	佐賀県	2,197	3,150
22	入院		-	42	北海道	892	40,950
23	入院		○	43	北海道	1,040	182,700
24	入院	運転手	○	68	岩手県	2,608	176,400
25	死亡		-	72	福岡県	3,612	2,000,000
26	入院		○	69	大阪府	1,304	243,600
27	入院		○	67	愛媛県	3,572	68,250
28	死亡		-	67	島根県	1,304	1,700,000
29	入院	運転手	○	34	埼玉県	278	31,500
30	入院	運転手	○	34	埼玉県	278	94,500
31	死亡		-	75	鳥取県	2,445	1,000,000
32	死亡		-	74	千葉県	4,394	2,000,000
33	入院		-	72	富山県	3,612	144,900

No.	支払事由	職種	業務中 通勤中	年齢	所在地	1か月分 掛金 (円)	受取 保険金 (円)
34	入院	運転手	○	41	愛媛県	1,734	84,000
35	入院	運転手	-	58	愛媛県	2,030	198,450
36	入院	経営者	-	36	大阪府	608	23,100
37	入院		-	67	大阪府	3,911	15,750
38	入院		-	54	兵庫県	1,574	40,950
39	死亡		-	65	神奈川県	1,878	2,000,000
40	入院		○	53	大阪府	2,624	189,000
41	死亡		-	56	大阪府	3,384	5,000,000
42	入院	運転手	○	44	岡山県	1,387	420,000
43	入院	運転手	○	71	大阪府	3,300	25,200
44	入院		○	56	福井県	677	50,400
45	死亡		-	72	長野県	3,612	2,000,000
46	入院		○	42	北海道	694	37,800
47	入院		-	58	千葉県	951	39,900
48	入院		○	58	兵庫県	1,354	48,300
49	死亡		-	73	北海道	3,974	2,000,000
50	入院		-	61	北海道	939	19,950
51	死亡		-	71	長崎県	3,300	2,000,000
52	入院	経営者	-	72	奈良県	3,612	39,900
53	入院		-	51	愛媛県	2,624	367,500
54	入院	運転手	○	47	石川県	418	34,650
55	入院		○	53	大阪府	525	35,700
56	死亡	運転手	○	26	宮城県	556	3,400,000
57	入院	運転手	○	57	北海道	1,354	48,300
58	死亡		-	61	静岡県	2,816	3,000,000
59	入院	運転手	○	62	北海道	1,878	46,200
60	入院	運転手	○	52	愛媛県	1,574	157,500
61	入院	事務職	○	61	三重県	939	23,100
62	死亡		-	52	千葉県	1,050	2,000,000
63	障害	運転手	○	44	岡山県	1,387	6,800,000
64	障害		○	53	大阪府	525	210,000
65	高度障害		-	66	山梨県	2,608	2,000,000

※ 1か月分掛金(円)は2021年度版掛金表のものです。

お取り扱いについて

加入資格

- ①公益社団法人全日本トラック協会並びに各都道府県トラック協会の会員事業者の役員と従業員および各トラック協会の役員と従業員
 - ②日本貨物運送協同組合連合会の会員組合並びに傘下協同組合所属の組合員事業者の役員と従業員および会員組合並びに傘下協同組合の役員と従業員
- 健康で正常に勤務されている上記①②で、2023年5月1日現在、満15歳以上75歳6ヵ月以下（昭和22年11月2日～平成20年5月1日生まれ）の方。

一旦加入すれば、更新時に病気加療中であっても、加入資格を満たす限り、既加入保険金額または年齢ごとに定められた最高保険金額のいずれか低い金額以下の範囲内で継続することができます。

責任開始期（加入日）

2023年5月1日

保険期間

2023年5月1日より2024年4月30日までの1年間です。

以降、1年ごとに更新していきます。既加入者の方は**特にお申し出のない限り**自動的に更新して継続します。

加入申込み方法と異動の処理

当団体は、下記の要領で、加入の申込みおよび保険期間中の異動処理を行います。取扱窓口の掛金収納方法により実際の書類の提出締切日等が異なることがあります。詳細につきましては、取扱窓口または引受保険会社の担当社員にお問い合わせください。

1. 加入申込みの手続き

加入は毎月お取り扱いいたします。

「全国トラック事業グループ保険申込書兼告知書」を作成し、毎月20日までに取扱窓口へ提出した分については翌月1日が（中途）加入日となります。

加入は会社単位でのお申込みとなります。従業員個人の任意加入は取り扱いません。**加入の都度、加入者証は発行されませんので、加入証明をご希望の場合は日貨協連までお申し出ください。**

保険期間は中途加入日から4月30日までとし、以降は毎年5月1日付で自動的に更新して継続します。

2. 保険期間中の異動処理

(1) 増額・減額は毎月1日です。

(2) 保険期間中に異動が生じたときは、「全国トラック事業グループ保険申込書兼告知書」に該当事項を記入し、毎月20日までに取扱窓口へ提出してください。21日以降提出された分は、翌々月の異動処理とします。ただし、死亡・高度障害に関しては事由発生月の翌月1日付として処理します。

3. 次年度以降の既契約申込書の更新処理

既加入契約はご加入者からの申し出がない場合、自動継続として更新処理いたします。

掛金の払込み

掛金は毎月、取扱窓口を通じて払込みください。

※払込期月から2ヵ月を経過しても掛金の払込みがないときは、払込みのなかった月の1日に遡って保障の効力を失います。

配当金

1年ごとに収支計算を行い剰余金が生じた場合には配当金としてお支払いします。

※配当金はご加入者数、加入率、支払保険金・給付金額の多少、引受保険会社の決算等により変動しますので、将来のお支払いをお約束するものではありません。

保険金・給付金の請求

保険金、給付金の支払事由が発生した場合は、22ページの「保険金等請求用紙」により日貨協連までご連絡ください。追って支払請求書類を送付いたします。

税法上の取り扱い

●企業が役員と従業員のために負担した掛金は、経理上全額、損金または必要経費処理ができます。（法人税基本通達9-3-5、9-3-6の2、昭和47年所得税個別通達直審3-7）

※2022年11月現在の税制に基づく記載です。今後、税制改正が行われた場合には、記載の内容と相違することがあります。個別の税務取扱につきましては、税理士または所轄の税務署・国税局にご確認ください。

	保険金	保障範囲
主契約	死亡保険金	保険期間中に死亡した場合にお支払いします。
	高度障害保険金	責任開始期以後の傷害または疾病を直接の原因として、保険期間中に所定の高度障害状態*のうちいずれかに該当する状態になった場合にお支払いします。

* 所定の高度障害状態とは、以下の状態をいいます。

- ① 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- ② 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの
- ③ 中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- ④ 胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- ⑤ 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑥ 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑦ 1 上肢を手関節以上で失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- ⑧ 1 上肢の用を全く永久に失い、かつ、1 下肢を足関節以上で失ったもの

	保険金・給付金	保障範囲
災害保障特約	災害保険金	責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、 その事故の日から起算して 180 日以内 、かつ、保険期間中に死亡した場合、または、責任開始期以後に発病した 所定の感染症* を直接の原因として保険期間中に死亡した場合にお支払いします。
	障害給付金	責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として、 その事故の日から起算して 180 日以内 、かつ、保険期間中に <別表> 給付割合表に定めるいずれかの身体障害の状態に該当した場合に、災害保険金に給付割合表に定める給付割合を乗じて得られる金額をお支払いします。
	入院給付金	責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害の治療を目的として、 その事故の日から起算して 180 日以内 、かつ、保険期間中に 5 日以上 日本国内の病院・診療所およびこれと同等とみなされる日本国外の医療施設に入院した場合、 1 回の入院につき 120 日分 (更新前の入院日数を含む)を限度として、災害保険金額の 1,000 分の 1.5 に入院日数を乗じて得られる金額を 1 日目からお支払いします。

* 所定の感染症とは、コレラ、腸チフス、パラチフス A、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、ペスト、ジフテリア、急性灰白髄炎(ポリオ)、ラッサ熱、クリミア・コンゴ出血熱、マールブルグウイルス病、エボラウイルス病、痘瘡、重症急性呼吸器症候群[SARS](ただし、病原体がコロナウイルス属 SARS コロナウイルスであるものに限り)、新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))であるものに限り。

次のような場合には、免責または解除等となり、保険金・給付金をお支払いできませんので、お申し込みの際、特にご注意ください。また、増額された場合には、増額部分についても適用されます。

1. 解除等によりお支払いできない場合

- ・告知していただいた内容が事実と相違し、告知義務違反により保険契約またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
- ・保険契約者、被保険者または保険金・給付金受取人が、保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こしたときや暴力団関係者・その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由により保険契約またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
- ・保険契約者または被保険者に詐欺の行為または保険金・給付金の不法取得目的があつて保険契約またはその被保険者に対する部分が取消または無効とされたとき

2. 免責等によりお支払いできない場合

死亡保険金・高度障害保険金について

- ① 被保険者が加入(増額)から1年以内に自殺したとき
- ② 保険契約者または保険金受取人の故意によるとき
- ③ 被保険者が故意に高度障害状態となったとき
- ④ 戦争、その他の変乱による(ただし、その程度に応じて、保険金を全額または削減してお支払いすることがあります)
- ⑤ 高度障害保険金の原因となる疾病・傷害が加入(増額)日前に生じていたとき。なお、その疾病や傷害等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません

災害保険金・障害給付金・入院給付金について

- ① 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失による
- ② 保険金・給付金受取人の故意または重大な過失による
- ③ 被保険者の犯罪行為による
- ④ 被保険者の精神障害を原因とする事故による
- ⑤ 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故による
- ⑥ 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故による
- ⑦ 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故による
- ⑧ 地震、噴火、津波または戦争その他の変乱による(ただし、その程度に応じて、保険金・給付金を全額または削減してお支払いすることがあります)
- ⑨ 保険金・給付金の原因となる疾病・傷害が加入(増額)日前に生じていたとき。なお、その疾病や傷害等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません

<p>被保険者の 同意確認</p>	<p>加入・増額に際しては、被保険者が保険金等の受取人を含めて制度内容を了知し、保険加入に同意する事が必要です。申込みの際は、被保険者の記名・押印のある加入（増額）申込書兼告知書を提出いただきます。</p>
<p>受取人および保険金等の請求</p>	<p>・ 保険金・給付金の受取人は事業主です。 ※遺言による死亡保険金受取人の変更はできません。 ・ 死亡保険金・災害保険金の請求に際しては、遺族（労働基準法施行規則第42条または第43条に定める遺族補償を受けるべき方）の了知（請求書への記名・押印）、高度障害保険金・障害給付金・入院給付金の請求に際しては、被保険者の了知（請求書への記名・押印）が必要となります。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> <p>労働基準法施行規則第42条、第43条抜粋</p> </div> <p>第42条〔遺族補償を受ける者〕遺族補償を受けるべき者は、労働者の配偶者とする。 ② 配偶者がいない場合には、遺族補償を受けるべき者は、労働者の子、父母、孫及び祖父母で、労働者の死亡当時その収入によって生計を維持していた者又は労働者の死亡当時これと生計を一にしていた者とし、その順位は、前段に掲げる順序による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にする。</p> <p>第43条〔同前〕前条の規定に該当する者がいない場合においては、遺族補償を受けるべき者は、労働者の子、父母、孫及び祖父母で前条第二項の規定に該当しないもの並びに労働者の兄弟姉妹とし、その順位は、子、父母、孫、祖父母、兄弟姉妹の順序により、兄弟姉妹については、労働者の死亡当時その収入によって生計を維持していた者又は労働者の死亡当時その者と生計を一にしていた者を先にする。 ② 労働者が遺言又は使用者に対してした予告で前項に規定する者のうち特定の者を指定した場合においては、前項の規定にかかわらず、遺族補償を受けるべき者は、その指定した者とする。</p>
<p>脱退</p>	<p>当会を脱会または退職（死亡・高度障害含む）された場合には、当制度から脱退していただきます。脱退された場合、その時点で保障はなくなります。ただし、保険料払込期間の最終日で保障が終了します。</p>
<p>個人情報の取り扱いについて</p>	<p>本保険制度の運営にあたっては、公益社団法人全日本トラック協会（保険契約者）は申込書類に記載の個人情報（氏名、性別、生年月日、健康状態等）を本保険制度の事務手続きのため使用し、公益社団法人全日本トラック協会が保険契約を締結する引受保険会社（大樹生命保険株式会社（事務幹事会社）および共同取扱会社）へ提出します。引受保険会社は受領した個人情報を各種保険契約のお引受け・ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、引受保険会社の関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、引受保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のために利用（注）し、また、公益社団法人全日本トラック協会および他の引受保険会社に上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き、公益社団法人全日本トラック協会および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。引受保険会社は、今後、変更する場合があります、あるいは、再保険の取り扱いを行う場合もありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社、再保険会社にも提供されます。</p> <p>（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。</p>
<p>生命保険契約者 保護機構</p>	<p>本制度の引受保険会社は生命保険契約者保護機構に加入しております。保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額、給付金額等が削減されることがあります。なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご加入時の保険金額、給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。 （生命保険契約者保護機構 Tel 03-3286-2820 HP アドレス https://www.seihohogo.jp/）</p>
<p>引受保険会社</p>	<p>大樹生命保険株式会社（90.0%）（事務幹事） 住友生命保険相互会社（10.0%） （ ）内は引受割合</p> <p>上記の引受保険会社は各ご加入者の加入額のうち、それぞれの引受割合による保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社および引受割合は2022年12月1日現在のものであり、今後変更することがあります。</p>
<p>制度の運営</p>	<p>・ 責任開始期（加入日）現在、所定の加入人数に達しない場合には、当制度（ご契約）の更新ができず、保障が得られなくなることがあります。 ・ 当パンフレットは、団体定期保険に関して重要と思われる事項を抜粋して記載したものです。記載のない事項は保険約款に基づき運営されます。 ・ 当制度は公益社団法人全日本トラック協会が、生命保険会社と締結した災害保障特約付団体定期保険契約に基づき運営します。</p>

●年齢別・加入限度額

加入・増額時年齢の範囲	加入限度額
満15歳以上70歳6ヵ月までの方	最 高 1,000万円
70歳6ヵ月超75歳6ヵ月までの方	最 高 300万円

●月額掛金額試算表（概算）

（単位：円）

保険年齢	区分	主契約保険金額														
		100万円			200万円			300万円			400万円			500万円		
		掛金額	人数	合計掛金額	掛金額	人数	合計掛金額	掛金額	人数	合計掛金額	掛金額	人数	合計掛金額	掛金額	人数	合計掛金額
15～35歳 (S62.11.2～H20.5.1)	男性	278			556			833			1,111			1,389		
	女性	233			467			700			933			1,167		
36～40歳 (S57.11.2～S62.11.1)	男性	304			608			911			1,215			1,519		
	女性	274			549			823			1,097			1,372		
41～45歳 (S52.11.2～S57.11.1)	男性	347			694			1,040			1,387			1,734		
	女性	297			595			892			1,189			1,487		
46～50歳 (S47.11.2～S52.11.1)	男性	418			836			1,253			1,671			2,089		
	女性	349			699			1,048			1,397			1,747		
51～55歳 (S42.11.2～S47.11.1)	男性	525			1,050			1,574			2,099			2,624		
	女性	411			823			1,234			1,645			2,057		
56～60歳 (S37.11.2～S42.11.1)	男性	677			1,354			2,030			2,707			3,384		
	女性	475			951			1,426			1,901			2,377		
61～65歳 (S32.11.2～S37.11.1)	男性	939			1,878			2,816			3,755			4,694		
	女性	574			1,149			1,723			2,297			2,872		
66～70歳 (S27.11.2～S32.11.1)	男性	1,304			2,608			3,911			5,215			6,519		
	女性	714			1,429			2,143			2,857			3,572		
71歳 (S26.11.2～S27.11.1)	男性	1,650			3,300			4,949								
	女性	891			1,783			2,674			合計	人	円	合計	人	円
72歳 (S25.11.2～S26.11.1)	男性	1,806			3,612			5,417								
	女性	973			1,947			2,920								
73歳 (S24.11.2～S25.11.1)	男性	1,987			3,974			5,960								
	女性	1,069			2,139			3,208								
74歳 (S23.11.2～S24.11.1)	男性	2,197			4,394			6,590								
	女性	1,175			2,351			3,526								
75歳 (S22.11.2～S23.11.1)	男性	2,445			4,890			7,334								
	女性	1,290			2,581			3,871								
	合計		人	円	合計	人	円	合計	人	円						

（単位：円）

保険年齢	区分	主契約保険金額														
		600万円			700万円			800万円			900万円			1,000万円		
		掛金額	人数	合計掛金額	掛金額	人数	合計掛金額	掛金額	人数	合計掛金額	掛金額	人数	合計掛金額	掛金額	人数	合計掛金額
15～35歳 (S62.11.2～H20.5.1)	男性	1,667			1,945			2,222			2,500			2,778		
	女性	1,400			1,633			1,866			2,100			2,333		
36～40歳 (S57.11.2～S62.11.1)	男性	1,823			2,127			2,430			2,734			3,038		
	女性	1,646			1,920			2,194			2,469			2,743		
41～45歳 (S52.11.2～S57.11.1)	男性	2,081			2,428			2,774			3,121			3,468		
	女性	1,784			2,081			2,378			2,676			2,973		
46～50歳 (S47.11.2～S52.11.1)	男性	2,507			2,925			3,342			3,760			4,178		
	女性	2,096			2,445			2,794			3,144			3,493		
51～55歳 (S42.11.2～S47.11.1)	男性	3,149			3,674			4,198			4,723			5,248		
	女性	2,468			2,879			3,290			3,702			4,113		
56～60歳 (S37.11.2～S42.11.1)	男性	4,061			4,738			5,414			6,091			6,768		
	女性	2,852			3,327			3,802			4,278			4,753		
61～65歳 (S32.11.2～S37.11.1)	男性	5,633			6,572			7,510			8,449			9,388		
	女性	3,446			4,020			4,594			5,169			5,743		
66～70歳 (S27.11.2～S32.11.1)	男性	7,823			9,127			10,430			11,734			13,038		
	女性	4,286			5,000			5,714			6,429			7,143		
	合計		人	円	合計	人	円	合計	人	円	合計	人	円	合計	人	円

総合計

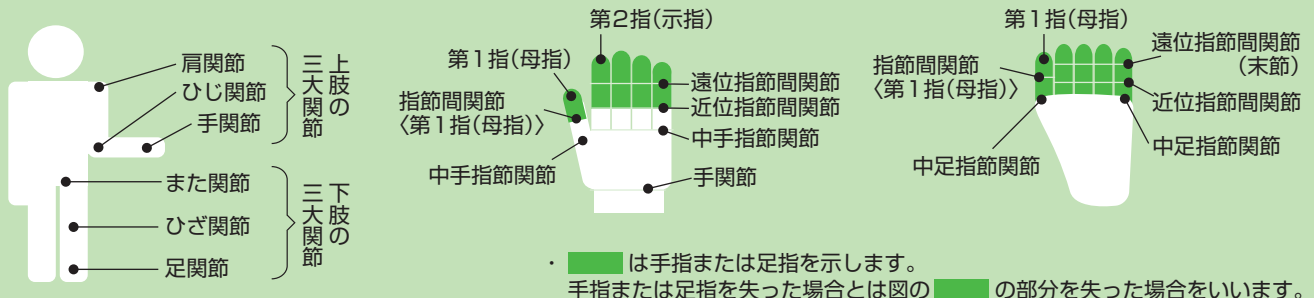
人

円

〈別表〉給付割合表

等級	身体障害	災害保険金に 対する給付割合
第1級	1. 両眼の視力を全く永久に失ったもの 2. 言語またはそしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4. 両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 5. 両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6. 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7. 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの	100%
第2級	8. 1上肢および1下肢の用を全く永久に失ったもの 9. 10手指を失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 10. 1肢に第3級の13から15までのいずれかの身体障害を生じ、かつ、他の1肢に第3級の13から15までまたは第4級の21から25までのいずれかの身体障害を生じたもの 11. 両耳の聴力を全く永久に失ったもの	70%
第3級	12. 1眼の視力を全く永久に失ったもの 13. 1上肢を手関節以上で失ったかまたは1上肢の用もしくは1上肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 14. 1下肢を足関節以上で失ったかまたは1下肢の用もしくは1下肢の3大関節中の2関節の用を全く永久に失ったもの 15. 1手の5手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで4手指を失ったもの 16. 10足指を失ったもの 17. 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を永久に残すもの	50%
第4級	18. 両眼の視力にそれぞれ著しい障害を永久に残すもの 19. 言語またはそしゃくの機能に著しい障害を永久に残すもの 20. 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に日常生活動作が著しく制限されるもの 21. 1上肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 22. 1下肢の3大関節中の1関節の用を全く永久に失ったもの 23. 1下肢が永久に5センチ以上短縮したもの 24. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)のうち少なくとも1手指を含んで3手指以上を失ったもの 25. 1手の5手指の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)を含んで3手指以上の用を全く永久に失ったもの 26. 10足指の用を全く永久に失ったもの 27. 1足の5足指を失ったもの	30%
第5級	28. 1上肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 29. 1下肢の3大関節中の2関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 30. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)を失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指を失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の3手指を失ったもの 31. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)の用を全く永久に失ったもの 32. 1足の5足指の用を全く永久に失ったもの 33. 両耳の聴力に著しい障害を永久に残すもの 34. 1耳の聴力を全く永久に失ったもの 35. 鼻を欠損し、かつ、その機能に著しい障害を永久に残すもの 36. 脊柱(頸椎を除く)に運動障害を永久に残すもの	15%
第6級	37. 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 38. 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を永久に残すもの 39. 1下肢を永久に3センチ以上短縮したもの 40. 1手の第1指(母指)もしくは第2指(示指)の用を全く永久に失ったか、第1指(母指)もしくは第2指(示指)を含んで2手指以上の用を全く永久に失ったかまたは第1指(母指)および第2指(示指)以外の2手指もしくは3手指の用を全く永久に失ったもの 41. 1手の第1指(母指)および第2指(示指)以外の1手指または2手指を失ったもの 42. 1足の第1指(母指)または他の4足指を失ったもの 43. 1足の第1指(母指)を含んで3足指以上の用を全く永久に失ったもの	10%

【身体部位の名称】



特に重要なお知らせ (契約概要)

- この『特に重要なお知らせ (契約概要)』は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。ご加入前に必ずお読みいただき、申込者が内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- 契約概要に記載のお支払い事由や給付に際しての制限事項等は、概要や代表事例を示しています。各項目の詳細については、当パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。また、10～11ページの「特に重要なお知らせ (注意喚起情報)」についてもご確認ください。

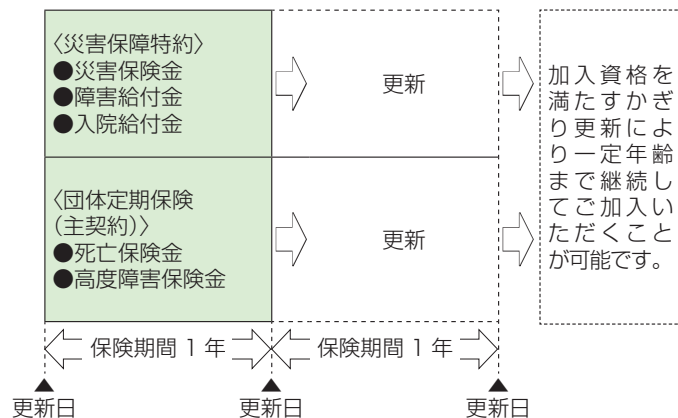
1. 商品名称

災害保障特約付団体定期保険

2. 商品の特徴

この保険は、企業・団体を保険契約者とし、その従業員・所属員等の方について、万一のときの保障を確保するためにご加入いただく団体保険です。保険期間1年の定期保険で、加入資格を満たすかぎり更新により一定年齢まで継続してご加入いただくことが可能です。

イメージ図



※保障内容、掛金、加入資格等の制度内容は当パンフレットをご参照ください。
※加入保険金額は当パンフレットより選択してご加入ください。

3. 保険期間について

- 保険期間は1年間です。(中途加入の場合は、次の更新日の前日までです。)
- 更新時において特段のお申し出がない場合には、保険契約の更新日を基準として1年ごとに更新され、更新限度の年齢まで更新が可能です。
また、具体的な保険期間・更新の限度につきましては当パンフレットをご参照ください。
- 脱退された場合、その時点で保障はなくなります。ただし、保険料払込期間の最終日で保障が終了します。

4. 保険金・給付金をお支払いする主な事由

【主契約部分】

保険金をお支払いする主な事由は次のとおりです。死亡保険金・高度障害保険金のいずれかが支払われた場合には保障は終了します。死亡保険金と高度障害保険金は重複してお支払いいたしません。

死亡保険金	保険期間中に死亡した場合
高度障害保険金	責任開始期以後の傷害または疾病を直接の原因として、保険期間中に所定の高度障害状態のいずれかに該当した場合

【災害保障特約部分】

保険金・給付金をお支払いする主な事由は、「責任開始期以後に発生した不慮の事故による傷害を直接の原因として事故の日から180日以内かつ保険期間中」に次の状態に該当した場合です。

災害保険金	死亡した場合
障害給付金	所定の身体障害の状態に該当した場合
入院給付金	5日以上治療を目的として入院した場合 (120日を限度として1日目からお支払いします。)

※災害保険金については、責任開始期以後発病した所定の感染症を直接の原因として保険期間中に死亡した場合もお支払い対象となります。

5. 掛金について

掛金は、毎年更新時に加入状況・加入者の年齢等に基づき算出し、更新日から適用します。
掛金、払込方法は当パンフレットの該当箇所をご参照ください。

6. 配当金について

この保険は1年ごとに収支計算を行い、剰余金が生じた場合は配当金としてお支払いします。
配当金は、ご加入者数、加入率、支払保険金・給付金額の多少、引受生命保険会社の決算等により毎年変動しますので、将来のお支払いをお約束するものではありません。

7. 返戻金について

この保険には、脱退による返戻金はありません。

8. お手続きおよびご照会、ご相談・苦情窓口について

10～11ページの「特に重要なお知らせ (注意喚起情報)」をご参照ください。

9. 生命保険協会の「生命保険相談所」について

この商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス: <https://www.seiho.or.jp/>)

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し解決を依頼した後、原則として1ヶ月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

10. 引受生命保険会社

この保険は、保険契約者が指定する複数の生命保険会社が共同で引き受けることができる契約形態の団体保険です。事務幹事会社が他の引受生命保険会社から委託を受けて事務を行います。引受生命保険会社は各ご加入者の加入保険金額等のうち、それぞれの引受割合による保険契約上の責任を連帯することなく負います。引受生命保険会社については当パンフレットをご確認ください。なお、引受生命保険会社および引受割合は変更することがあります。
[事務幹事会社] 大樹生命保険株式会社
本店: 〒100-8123 東京都千代田区大手町2-1-1

特に重要なお知らせ (注意喚起情報)

- この『特に重要なお知らせ (注意喚起情報)』は、ご加入のお申込みに際して特にご注意ください事項を記載しております。ご加入前に必ずお読みいただき、申込者が内容をご確認・ご了解のうえ、お申込みいただきますようお願いいたします。
- 各項目の詳細につきましては、当パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。また、9ページの「特に重要なお知らせ (契約概要)」についてもご確認ください。

告知に関する重要事項

以下の事項は、加入申込者ご本人に正しく告知いただくため重要なことについて記載しております。告知を行う前に必ずご確認ください。告知書は重要な書類であるため、申込者ご自身で必ず写しをとり、保管してください。

※新規加入および増額申込み以降で、責任開始期までに告知に該当する事項が生じた場合には、告知書の提出が必要となります。

1. 健康状態について、加入申込者ご本人が有るのまゝを告知してください(告知義務)。

現在および過去の健康状態等について、ありのままをお知らせいただくことを告知といい、加入申込者ご本人には告知をしていただく義務があります。生命保険は、多数の人々が掛金を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方等が無条件に加入された場合、掛金負担の公平性が保たれません。ご加入のお申込みにあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障がい状態等、「告知書」で引受生命保険会社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ(告知)ください。

2. 生命保険会社の職員・保険契約者等の職員等へお話しただいても告知したことになりません。

生命保険会社の職員(営業職員・コールセンター担当者等)・保険契約者等の職員等は告知を受領する権利がなく、口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。告知をされる場合は、引受生命保険会社所定の書面「告知書」をご提出ください。

3. 傷病歴があった場合にも、全てのお申込みをお断りするものではありません。

引受生命保険会社では、保険契約者間の公平性を保つため、加入申込者のお身体の状態すなわち保険金等のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っております。傷病歴等がある場合でも、その内容によってはお引受けすることがありますので、ありのままに正確に告知してください。

4. 告知義務に違反された場合、ご契約を解除させていただき、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。

告知いただくことからは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。解除した場合には、保険金・給付金はお支払いできません。また、すでに払い込まれた掛金は返金されません。なお、上記の場合以外にも、ご加入時の状況等により、保険金・給付金が支払われない場合があります。例えば、「現在の医療水準では治療が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、保険金・給付金をお支払いできないことがあります。告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にも取消しとなる場合があります。また、取消しとなった場合にはすでに払い込まれた掛金は返金されません。

ご加入にあたっての重要事項

1. お申込みの撤回について

この保険へのご加入のお申込みの撤回はお取り扱いができない場合もありますので、保険契約者へお問い合わせください。

2. 責任開始期について

●ご提出いただいた加入申込書兼告知書に基づき、引受生命保険会社にご加入を承諾した場合、引受生命保険会社は所定の「加入(増額)日」から保険契約上の責任を負います。ただし、所定の要件(加入者数等)を満たさない場合、保険契約は効力を発生しません。(更新できません。)

●生命保険会社職員・代理店等には保険への加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

3. 遺言による死亡保険金受取人の変更について

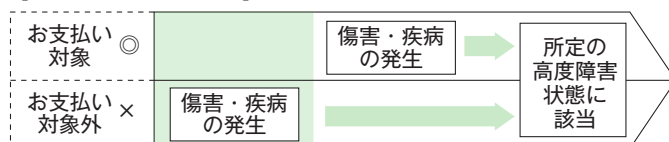
遺言による死亡保険金受取人の変更はできません。

4. 保険金・給付金をお支払いできない主な事由について

○保険金・給付金をお支払いできない主な事由は次のとおりです。詳細は当パンフレットの該当箇所をご参照ください。

- * 加入(増額)日から1年以内の被保険者の自殺によるとき
 - * 戦争その他の変乱によるとき
 - * 保険契約者、被保険者または保険金・給付金受取人の故意または重大な過失によるとき
 - * 告知していただいた内容が事実と相違し、告知義務違反により保険契約またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
 - * 保険契約者または被保険者に詐欺の行為または保険金・給付金の不法取得目的があつて保険契約またはその被保険者に対する部分が取消しまたは無効とされたとき
 - * 保険契約者、被保険者または保険金・給付金受取人が、保険金・給付金を詐取する目的で事故を起こしたときや暴力団関係者・その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由により保険契約またはその被保険者に対する部分が解除されたとき
 - * 高度障害保険金・災害保険金・障害給付金・入院給付金については、原因となる傷害・疾病が加入(増額)日前に生じていたとき
- なお、その傷害や疾病等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。

【高度障害保険金の場合】 ▼加入(増額)日



○特約の保険金・給付金については、上記に加え、以下の事由も対象となります。

- * 被保険者の精神障害を原因とする事故によるとき
- * 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故によるとき
- * 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故によるとき

- *被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故によるとき
- *被保険者の犯罪行為によるとき
- *地震・噴火または津波によるとき

5. 返戻金について

この保険には、脱退による返戻金はありません。

6. 生命保険契約者保護機構について

この制度の引受生命保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご加入時の保険金額・給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

(お問い合わせ先)生命保険契約者保護機構 TEL：03-3286-2820
ホームページアドレス：<https://www.seihohogo.jp/>

7. 信用リスクについて

保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した保険金額、給付金額等が削減されることがあります。

8. 個人情報の取り扱いについて

この保険の運営にあたっては、ご加入者さまの個人情報をお取り扱いします。ご加入の際には、当パンフレットの該当箇所を必ずご参照いただき、同意のうえお申込みください。

9. お手続きおよびご照会、ご相談・苦情窓口について

■お手続きおよびご照会窓口について

この保険の「加入(金額変更)」「脱退」等のお手続き・契約内容等に関するご照会につきましては、保険契約者連絡先にお問い合わせください。

■保険金・給付金のお支払いに関するお手続きについて

- 保険金・給付金のご請求は、保険契約者経由で行っていただく必要がありますので、保険金・給付金のお支払い事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに保険契約者連絡先にご連絡ください。
- お支払い事由が発生する事象、保険金・給付金をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、当パンフレットにも記載しておりますので、併せてご確認ください。
- 保険金・給付金のお支払い事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金のお支払い事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等には、すみやかに保険契約者連絡先にご連絡ください。

[保険契約者連絡先]

事務委託 日本貨物運送協同組合連合会 03-3355-2035

■ご相談・苦情窓口について

この保険に関するご相談・苦情につきましては、引受生命保険会社連絡先にお申し出ください。

[引受生命保険会社連絡先]

大樹生命保険株式会社 法人サポートグループ 03-6831-8867

10. 生命保険協会の「生命保険相談所」について

9ページの「特に重要なお知らせ(契約概要)」をご参照ください。

全国トラック事業生活習慣病保障プラン

<無配当医療保障保険(団体型)>

当制度の加入は「全国トラック事業グループ保険」の加入が前提です。

この制度の特徴



1 生活習慣病による入院を1泊2日から保障します。

お手頃な保険料で、ガン・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患を保障します。



2 生活習慣病による所定の手術も保障します。

所定の手術を受けたとき、入院の有無にかかわらず手術給付金を受け取れます。



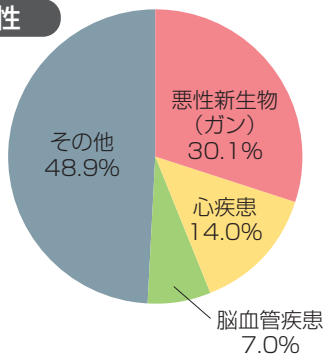
3 三大疾病と診断されたときには一時金50万円。

ガン・急性心筋梗塞・脳卒中と診断され所定の状態になった場合には一時金をお支払いします。

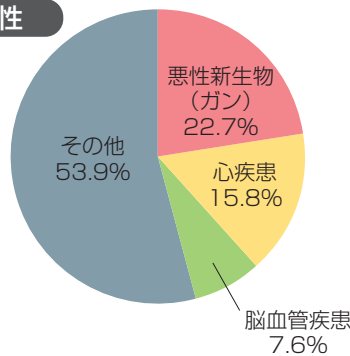
死因割合のうち約半数はガン、心疾患、脳血管疾患が占めます。

死因割合

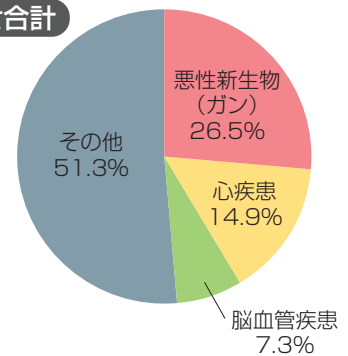
男性



女性



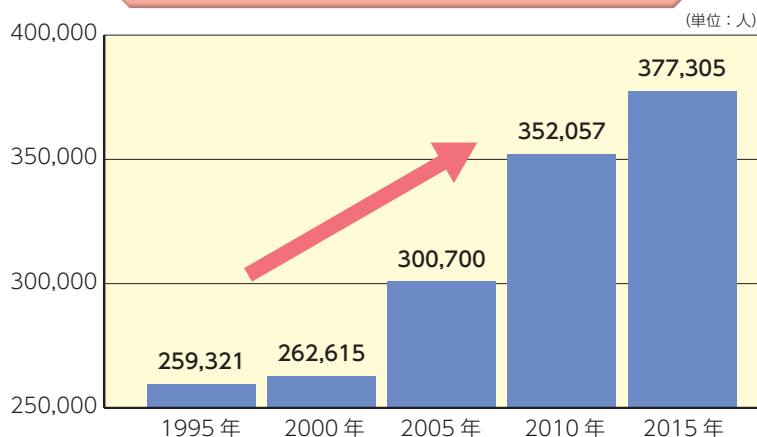
男女合計



厚生労働省「令和3(2021)年人口動態統計(確定数)」 ※「心疾患」は、高血圧性を除く

ご存知ですか？ 働く世代のガン患者は増加傾向が続いています。

25～69歳のガン罹患患者数の推移



出典：国立がん研究センターがん情報サービス「がん統計」

(全国がん罹患モニタリング集計(MCIJ))

「地域がん登録 全国推計値：がん罹患データ(1975～2015年)」

ガンには手厚い保障を！

ガンを含む生活習慣病は長期の入院・通院治療が必要になることが多く、**優秀な人材の継続的確保**には企業のサポートが不可欠です。

従業員の「治療と仕事の両立支援」および企業の継続的発展に向けた**企業経営の一つ**として、「生活習慣病保障プラン」の上乗せ加入をご検討ください。

「生活習慣病保障プラン」は、長期の闘病が心配されるガン(悪性新生物)に対しては、用途を限定しない一時金で手厚く保障します。

保障内容

こんなときに保障します	対象疾病	給付金名称	給付金額
所定の生活習慣病で入院 1泊2日からの入院1日あたり	ガン・糖尿病・心疾患 高血圧性疾患・脳血管疾患	生活習慣病 入院給付金	入院給付金日額 5,000 円
所定の生活習慣病で所定の手術 手術の種類に応じて1回につき、 生活習慣病入院給付金日額の40・20・10倍	ガン・糖尿病・心疾患 高血圧性疾患・脳血管疾患	生活習慣病 手術給付金	20・10・5 万円
所定の三大疾病と診断されたとき ガン・急性心筋梗塞・脳卒中と診断され 所定の状態となった場合に一時金をお支払い	ガン・急性心筋梗塞・脳卒中	三大疾病 診断給付金	50 万円

支払事由の詳細は「別表1」【お支払い内容の詳細】（18ページに記載）・「別表2」【給付金の対象となる疾病・手術等について】（19・20ページに記載）をご確認ください。

給付金をお支払いできない場合があります。詳細は「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」17ページをご確認ください。

月額掛金表（概算）

（単位：円）

保険年齢	生年月日	掛金額	月額掛金額試算表	
			人数	合計掛金額
15～19歳	H15.11.2～H20.5.1 生	250		
20～24歳	H10.11.2～H15.11.1 生	250		
25～29歳	H5.11.2～H10.11.1 生	265		
30～34歳	S63.11.2～H5.11.1 生	325		
35～39歳	S58.11.2～S63.11.1 生	425		
40～44歳	S53.11.2～S58.11.1 生	575		
45～49歳	S48.11.2～S53.11.1 生	810		
50～54歳	S43.11.2～S48.11.1 生	1,095		
55～59歳	S38.11.2～S43.11.1 生	1,530		
60～64歳	S33.11.2～S38.11.1 生	2,215		
65～69歳	S28.11.2～S33.11.1 生	3,120		
70歳	S27.11.2～S28.11.1 生	4,855		
71～74歳	S23.11.2～S27.11.1 生	4,855		
75歳	S22.11.2～S23.11.1 生	6,185		
合計			人	円

※「生活習慣病保障プラン」は保険年齢71歳以上の方は継続加入のみ可能です。新規加入はできません。
「グループ保険」とは新規加入年齢範囲が異なります。

※赤太線枠内は継続加入の場合の掛金です。

※記載の掛金は、被保険者数が500～1,999名の場合の概算月額掛金です。加入者数が増減した場合には掛金も変動します。

正規掛金は申込締切後算出し、初回掛金より適用します。

※掛金には制度運営費が含まれています。

お取り扱いについて

※「全国トラック事業生活習慣病保障プラン」への加入は、「全国トラック事業グループ保険」の加入が前提です。

加入資格

- ①公益社団法人全日本トラック協会並びに各都道府県トラック協会の会員事業者の役員と従業員および各トラック協会の役員と従業員
- ②日本貨物運送協同組合連合会の会員組合並びに傘下協同組合所属の組合員事業者の役員と従業員および会員組合並びに傘下協同組合の役員と従業員

健康で正常に勤務されている上記①②で、2023年5月1日現在、満15歳以上70歳6か月以下（昭和27年11月2日～平成20年5月1日生まれ）の方。

70歳6か月を超えて引き続き加入する場合は、更新時75歳6か月以下（昭和22年11月2日以降生まれ）の方まで継続加入できます。

責任開始期（加入日）

2023年5月1日

申込み方法

「全国トラック事業生活習慣病保障プラン申込書兼告知書」に必要事項を記入し、取扱窓口にご提出ください。**加入は毎月お取り扱いいたします。**毎月20日までに取扱窓口へ提出した分については翌月1日が（中途）加入日となりますが、掛金の収納方法により提出締切りが異なることがあります。詳細は取扱窓口にお問い合わせください。

※新規加入に際しては、被保険者となる方について、加入内容および被保険者となる事に対する同意確認が必要です。申し込みの際は、申込書に被保険者全員から記名・押印をいただきます。

※健康状態について告知をしていただきます。健康状態によっては加入いただけない場合があります。

1. 傷病治療のため公休・休暇等で欠勤している方、または、傷病治療のため勤務先・医師・歯科医師等により**就業の制限（労働時間の短縮・出張の制限・時間外労働の制限・労働負荷の制限等）**を指示されている方
2. 医師・歯科医師等の治療（指示・指導を含みます）・投薬を受けている方
3. **告知日から過去5年以内に、傷病治療のため継続して2週間以上にわたり欠勤（公休・休暇等を含みます）**した方がいる場合、別途詳細な告知をいただきます。

掛金の払込み

掛金は毎月、所属の取扱窓口の払込案内によりお払込みください。

※払込期月から2ヵ月を経過しても掛金の払込みがないときは、払込みのなかった月の1日に遡って保障の効力を失います。

給付金の請求

給付金の支払事由が発生した場合は、22ページの「保険金等請求用紙」により日貨協連までご連絡ください。追って支払請求書類を送付いたします。

税法上の取り扱い

●企業が役員のために負担した掛金は損金または必要経費に算入できます。
（法人税基本通達9-3-6の2）（昭和47年所得税個別通達直審3-7）

※2022年11月現在の税制に基づく記載です。今後税制改正が行われた場合には、記載の内容と相違することがあります。個別の取り扱いについては、税理士または所轄の税務署・国税局へご確認ください。

受取人

各給付金の受取人は本人（被保険者）となります。

「全国トラック事業グループ保険」の受取人（事業主）とは異なります。

※本人の給付金支払いに際し、提出された診断書上に対象となる傷病名が記載されていれば、本人が了知している（告知を受けている）ものとして本人に各給付金をお支払いします。

【代理請求人について】

三大疾病診断給付金については、本人に請求できない特別な事情がある場合、本人があらかじめ指定した代理請求人が給付金を請求することができます。詳しくは当パンフレットの「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」に記載しておりますのでご確認ください。

なお、代理請求人を指定される場合には、「代理請求人変更通知書」をご提出いただけます。

脱退

当会を脱退または退職（死亡含む）された場合には、当制度から脱退していただきます。

また、「全国トラック事業グループ保険」が脱退となった場合にも当制度から脱退していただきます。

脱退された場合、その時点で保障はなくなります。ただし、保険料払込期間の最終日で保障が終了します。

※保険期間中の脱退（死亡脱退を含みます）処理は、「全国トラック事業生活習慣病保障プラン申込書兼告知書」に必要事項を記入し、毎月20日までに取扱窓口へ提出してください。21日以降提出された分は、翌々月の脱退となります。

（提出締切日が異なることがありますので取扱窓口にお問い合わせください。）

<p>用語の定義</p>	<p>【入院】 ・生活習慣病の治療を目的とする入院であること 医師による治療が必要であり、かつ、自宅などでの治療が困難なため、所定の「病院または診療所」に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。</p> <p>【病院または診療所】 「病院または診療所」とは、医療法に定める日本国内にある病院または診療所またはこれと同等と保険会社が認めた日本国外にある医療施設とします。</p>
<p>生活習慣病入院給付金に関する補足</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・その被保険者についての責任開始期以後に発病した所定の生活習慣病を直接の原因とし、保険期間中に開始した入院であることを要します。 (注) 被保険者がこの保険契約の更新後に、その被保険者についての責任開始期前に発病した所定の生活習慣病を直接の原因として入院した場合でも、その被保険者についての責任開始の日から起算して2年を経過した後に入院を開始したときは、その入院はその被保険者についての責任開始期以後の原因によるものとみなします。 ・2回以上入院された場合 被保険者が生活習慣病入院給付金のお支払い事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった生活習慣病が、同一か医学上重要な関係があると保険会社が認めたときは、1回の入院とみなします。 ただし、給付金が支払われることとなった最終の入院の退院日の翌日から起算して、180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。 ・転入院または再入院した場合 生活習慣病入院給付金のお支払いについて、被保険者が転入院または再入院をした場合には、転入院または再入院を証する書類があり、かつ、保険会社がこれを認めたときは、継続した1回の入院とみなします。 ・入院中に保険期間が満了した場合 被保険者が生活習慣病入院給付金のお支払い事由に該当する入院中に保険期間が満了し、ご契約またはご契約のその被保険者に対応する部分を更新しない場合には、保険期間満了後のその入院については、保険期間中の入院とみなします。 ・入院した原因が複数である場合 <ol style="list-style-type: none"> ①被保険者が生活習慣病入院給付金のお支払い事由に該当する入院を開始したときに異なる生活習慣病を併発していた場合またはその入院期間中に異なる生活習慣病を併発した場合には、その入院開始の原因となった生活習慣病により継続入院したものとみなします。 ②生活習慣病以外の原因により入院を開始した場合においても、その入院中に生活習慣病の治療を開始したときは、その治療を開始した日からその生活習慣病の治療を終了した日までの入院については、生活習慣病を直接の原因とする入院として取り扱います。 ③生活習慣病による入院中に併発した生活習慣病以外の疾病によって入院日数が延長されたときには、保険会社がその生活習慣病と医学上重要な関係があると認めた疾病によって延長された入院日数について、その入院に限って、生活習慣病による入院とみなします。
<p>医療保障保険契約内容登録制度</p>	<p>【医療保障保険契約内容登録制度】に基づく、他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用について 無配当医療保障保険（団体型）、医療保障保険（団体型）または医療保障保険（個人型）（以下「医療保障保険」といいます。）にご契約いただいた場合、当社（大樹生命保険株式会社）は、生命保険制度が健全に運営され、入院給付金等のお支払いが正しく確実に行なわれるよう、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。</p> <p>【医療保障保険契約内容登録制度】について あなたのご契約内容が登録されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当社は、（一社）生命保険協会および（一社）生命保険協会加盟の他の各生命保険会社（以下「各生命保険会社等」といいます。）とともに、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とすることを目的として、「医療保障保険契約内容登録制度」に基づき、当社の医療保障保険契約に関する下記の登録事項を共同して利用しております。 ・医療保障保険契約のお申し込みがあった場合、当社は、（一社）生命保険協会に、医療保障保険契約に関する下記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、医療保障保険契約をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。 ・（一社）生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について医療保障保険契約のお申し込みがあった場合、（一社）生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とさせていただきます。ために利用されることがあります。なお、登録の期間およびお引受けの判断の参考とさせていただきます期間は、契約日から医療保障保険契約の消滅時までとします。 ・各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を、医療保障保険契約のお引受けの判断の参考とする以外に用いることはありません。また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開しません。 ・当社の医療保障保険契約に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。保険契約者または被保険者は、当社の定める手続に従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア)～オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続に従い、利用停止または消去を求めることができます。上記各手続の詳細については、当社の担当者にお問い合わせください。 ア) 当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合 イ) 当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合 ウ) 本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合 エ) 当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人情報の安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれが大きい場合 オ) 本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合 <p>【登録事項】 (1) 被保険者の氏名、生年月日および性別 (2) 保険契約の種類（医療保障保険）(3) 治療給付率 (4) 入院給付金日額 (5) 保険契約の種類が無配当医療保障保険（団体型）または医療保障保険（団体型）の場合、保険契約者名 (6) 保険契約の種類が医療保障保険（個人型）の場合、保険契約者の住所（市・区・郡まで）(7) 契約日 その他、正確な情報の把握のため、契約および申込の状態に関して相互に照会することがあります。 ※ 「医療保障保険契約内容登録制度」に参加している各生命保険会社につきましては、 （一社）生命保険協会ホームページ（https://www.seiho.or.jp/）の「加盟会社」をご参照ください。 ※ 「医療保障保険契約内容登録制度」の最新の内容については、当社ホームページ（https://www.taiju-life.co.jp/personal/seiho/medical_security.htm）をご確認ください。</p>
<p>制度の運営</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・責任開始期（加入日）現在、所定の加入人数に達しない場合には、当制度（ご契約）の更新ができず、保障が得られなくなることがあります。 ・当パンフレットは、無配当医療保障保険（団体型）に関して重要と思われる事項を抜粋して記載したものです。記載のない事項は保険約款に基づき運営されます。

特に重要なお知らせ (契約概要) 無配当医療保障保険 (団体型)

●この『特に重要なお知らせ (契約概要)』は、ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を記載しております。ご加入前に必ずお読みいただき、申込者が内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。また「特に重要なお知らせ (注意喚起情報)」についてもご確認ください。

1. 商品名称

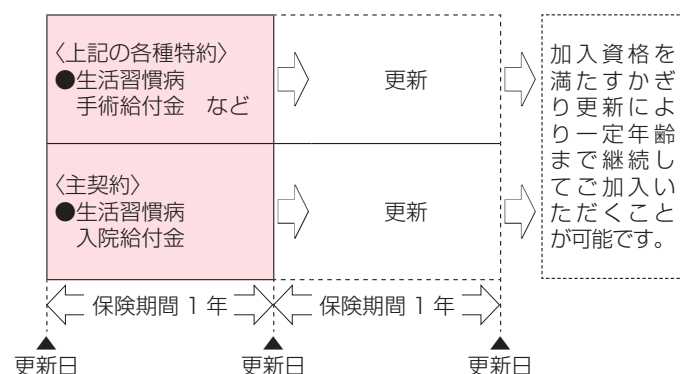
この制度は、無配当医療保障保険 (団体型) (以下「主契約」) および以下の特約により運営されます。

[特約] 生活習慣病入院のみ担保特約
生活習慣病短期入院特約
生活習慣病手術給付特約
三大疾病診断給付特約

2. 商品の特徴

この保険は、企業・団体を保険契約者とし、その従業員・所属員等の方について、所定の病気による所定の入院等の保障を確保するためにご加入いただく団体保険です。保険期間1年の保険で、加入資格を満たすかぎり更新により一定年齢まで継続してご加入いただくことが可能です。

イメージ図



※保障内容、掛金、加入資格等の制度内容は当パンフレットの該当箇所をご参照ください。
※加入する入院給付金日額は当パンフレットの該当箇所より選択してご加入ください。

3. 保険期間について

- 2023年5月1日～2024年4月30日までの1年間です。以後、1年ごとに更新していきます。
- 中途加入の責任開始期は中途加入日となり、保険期間は中途加入日より2024年4月30日までです。以後、1年ごとに更新していきます。
- 更新時において特段のお申し出がない場合には、保険契約の更新日を基準として1年ごとに更新され、更新限度の年齢まで更新が可能です。更新の限度につきましては当パンフレットの該当箇所をご参照ください。
- 脱退された場合、その時点で保障はなくなります。ただし、保険料払込期間の最終日で保障が終了します。

4. 給付金をお支払いする場合について

給付金をお支払いする主な事由は [別表 1] のとおりです。

5. 掛金について

掛金は、毎年更新時に加入状況・加入者の年齢等に基づき算出し、更新日から適用します。
掛金、払込方法は当パンフレットの該当箇所をご参照ください。

6. 配当金について

この保険には配当金はありません。

7. 返戻金について

この保険には、脱退による返戻金はありません。

8. お手続きおよびご照会、ご相談・苦情窓口について

■お手続きおよびご照会窓口について

この保険の「加入 (金額変更)」「脱退」等のお手続き・契約内容等に関するご照会につきましては、保険契約者連絡先にお問い合わせください。

[保険契約者連絡先]

事務委託 日本貨物運送協同組合連合会
03-3355-2035

■ご相談・苦情窓口について

この保険に関するご相談・苦情につきましては、引受保険会社連絡先にお申し出ください。

[引受保険会社連絡先]

大樹生命保険株式会社
法人サポートグループ 03-6831-8867

9. 生命保険協会の「生命保険相談所」について

この商品に係る指定紛争解決機関は (一社) 生命保険協会です。(一社) 生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書 (電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス: <https://www.seiho.or.jp/>)

なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し解決を依頼した後、原則として1か月を経過しても、保険契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、保険契約者等の正当な利益の保護を図っております。

10. 引受生命保険会社

この保険の引受保険会社は、以下のとおりです。

大樹生命保険株式会社

本店: 〒100-8123 東京都千代田区大手町2-1-1

特に重要なお知らせ (注意喚起情報) 無配当医療保障保険 (団体型)

●この『特に重要なお知らせ (注意喚起情報)』は、ご加入のお申し込みの際に特にご注意ください事項を記載しております。ご加入前に必ずお読みいただき、申込者が内容をご確認・ご了解のうえ、お申し込みいただきますようお願いいたします。また、「特に重要なお知らせ (契約概要)」についてもご確認ください。

告知に関する重要事項

以下の事項は、加入申込者ご本人に正しく告知いただくため重要なことについて記載しております。告知を行う前に必ずご確認ください。告知書は重要な書類であるため、申込者ご自身で必ず写しをとり、保管してください。

※新規加入および増額申込み以降で、責任開始期までに告知に該当する事項が生じた場合には、告知書の提出が必要となります。

1. 健康状態について、加入申込者ご本人が有るのままを告知してください (告知義務)。

現在および過去の健康状態等について、ありのままをお知らせいただくことを告知といい、加入申込者ご本人には告知をしていただく義務があります。生命保険は、多数の人々が掛金を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、初めから健康状態の良くない方等が無条件に加入された場合、掛金負担の公平性が保たれません。ご加入のお申し込みにあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障がい状態等、「告知書」で引受保険会社がおたずねすることについて、事実をありのままに正確にもれなくお知らせ (告知) ください。

2. 生命保険会社の職員・保険契約者等の職員等へお話しただいても告知したことになりません。

生命保険会社の職員 (営業職員・コールセンター担当者等)・保険契約者等の職員等は告知を受領する権利がなく、口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりません。告知をされる場合は、引受保険会社所定の書面「告知書」をご提出ください。

3. 傷病歴があった場合にも、全てのお申し込みをお断りするものではありません。

引受保険会社では、保険契約者間の公平性を保つため、加入申込者のお身体の状態すなわち給付金のお支払いが発生するリスクに応じた引受対応を行っております。傷病歴等がある場合でも、その内容によってはお引受けすることがありますので、ありのままに正確に告知してください。

4. 告知義務に違反された場合、ご契約を解除させていただき、給付金をお支払いできないことがあります。

告知いただくことからは、告知書に記載してあります。もし、これらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合「告知義務違反」としてご契約を解除することがあります。解除した場合には、給付金はお支払いできません。また、すでに払い込まれた掛金は返金されません。なお、上記の場合以外にも、ご加入時の状況等により、給付金が支払われない場合があります。例えば、「現在の医療水準では治療が困難または死亡危険の極めて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取消しを理由として、給付金をお支払いできないことがあります。告知義務違反による解除の対象外となる1年経過後にも取消しとなる場合があります。また、取消しとなった場合にはすでに払い込まれた掛金は返金されません。

ご加入にあたっての重要事項

1. お申し込みの撤回について

この保険へのご加入のお申し込みの撤回はお取り扱いができない場合もありますので、保険契約者へお問い合わせください。

2. 責任開始期について

●ご提出いただいた加入申込書兼告知書に基づき、引受保険会社にご加入を承諾した場合、引受保険会社は所定の「加入 (増額) 日」から保険契約上の責任を負います。ただし、所定の要件 (加入者数等) を満たさない場合、保険契約は効力を発生しません。(更新できません。)

●生命保険会社職員・代理店等には保険への加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

3. 返戻金について

「特に重要なお知らせ (契約概要)」をご参照ください。

4. 給付金をお支払いできない場合について

次のような場合には、解除または免責等となり、給付金をお支払いできませんので、お申し込みの際に、特にご注意ください。また、増額された場合には、増額部分についても適用されます。

1. 解除等によりお支払いできない場合

●告知していただいた内容が事実と相違し、告知義務違反により保険契約またはその被保険者に対する部分が解除されたとき

●保険契約者または被保険者に詐欺の行為または給付金の不法取得目的があつて保険契約またはその被保険者に対する部分が取消しまたは無効とされたとき

●保険契約者、被保険者または給付金受取人が、給付金を詐取る目的で事故を起こしたときや暴力団関係者・その他の反社会的勢力に該当すると認められたときなど、重大事由により保険契約またはその被保険者に対する部分が解除されたとき

2. 免責等によりお支払いできない場合

●入院・手術等の原因となる疾病・傷害が加入 (増額) 日前に生じていたとき。なお、その疾病や傷害等について告知いただいた場合でもお支払いの対象にはなりません。ただし、加入 (増額) 日から起算して2年を経過した後に開始した入院・手術については、加入 (増額) 日以後の原因によるものとして入院給付金・手術給付金をお支払いします。

※その他詳細については約款に基づき運営されます。

5. 生命保険契約者保護機構について

この制度の引受保険会社は、生命保険契約者保護機構に加入しています。生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも、ご加入時の給付金額等が削減されることがあります。詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。

(お問い合わせ先)

生命保険契約者保護機構 TEL : 03-3286-2820

ホームページアドレス : <https://www.seihohogo.jp/>

6. 信用リスクについて

保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご加入時にお約束した給付金額等が削減されることがあります。

7. 個人情報の取り扱いについて

本保険制度の運営にあたっては、公益社団法人全日本トラック協会 (以下、保険契約者) は、申込書類に記載の個人情報 (氏名、性別、生年月日、健康状態等) を本保険制度の事務手続きのため使用し、

保険契約者が保険契約を締結する引受保険会社（大樹生命保険株式会社）へ提出します。

引受保険会社は受領した個人情報をご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、引受保険会社の関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理、引受保険会社の業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実、その他保険に関連・付随する業務のために利用（注）し、また、保険契約者に上記目的の範囲内で提供します。

なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引続き、保険契約者および引受保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報が取り扱われます。

（注）保健医療等の機微（センシティブ）情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。

8. お手続きおよびご照会、ご相談・苦情窓口について

■ お手続きおよびご照会窓口について

この保険の「加入（金額変更）」「脱退」等のお手続き・契約内容等に関するご照会につきましては、保険契約者連絡先にお問い合わせください。

■ 給付金のお支払いに関するお手続きについて

● 代理請求人について

三大疾病診断給付特約に加入している主契約の被保険者が三大疾病診断給付金の支払事由に該当した場合で、当該被保険者が三大疾病診断給付金を請求できない特別な事情があるときは、当該被保険者の同意を得て所定の範囲内であらかじめ指定した「代理請求人」が、被保険者の代理人として請求することができます。代理請求人に対してお支払事由および代理請求ができる旨お伝えください。

※代理請求人として指定できるのは次のいずれかの方です。

①被保険者と同居または生計を一にしている被保険者の戸籍上の配偶者

②被保険者と同居または生計を一にしている被保険者の3親等内の親族

※指定された代理請求人がご請求時に上記①②の条件に該当しない場合、指定は無効となります。また、加入時に指定した代理請求人は変更することができます。

※代理請求人の指定がない場合には代理請求はできません。

●給付金のご請求は、保険契約者経由で行っていただく必要がありますので、給付金のお支払い事由が生じた場合だけでなく、支払可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合等についても、すみやかに保険契約者連絡先にご連絡ください。

●お支払い事由が発生する事象、給付金をお支払いする場合またはお支払いできない場合については、当パンフレットの該当箇所にも記載しておりますので、併せてご確認ください。

●給付金のお支払い事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、複数の保険金・給付金のお支払い事由に該当することがありますので、ご不明な点がある場合等には、すみやかに保険契約者連絡先にご連絡ください。

[保険契約者連絡先]

事務委託 日本貨物運送協同組合連合会

03-3355-2035

■ ご相談・苦情窓口について

この保険に関するご相談・苦情につきましては、引受保険会社連絡先にお申し出ください。

[引受保険会社連絡先]

大樹生命保険株式会社 法人サポートグループ

03-6831-8867

9. 生命保険協会の「生命保険相談所」について

「特に重要なお知らせ（契約概要）」をご参照ください。

〔別表1〕【お支払い内容の詳細】

給付金(特約名)	支払事由と金額	支払限度等
責任開始期以後に発病した所定の生活習慣病(ガン・糖尿病・心疾患・高血圧性疾患・脳血管疾患)を直接の原因として、保険期間中に、治療を目的として入院をしたときまたは手術を受けたとき、それぞれの給付金を支払います。		
生活習慣病 短期入院給付金 (生活習慣病 短期入院特約)	1泊2日以上入院をしたとき 生活習慣病入院給付金日額×入院日数(4日分まで)	1入院につき4日分、 通算60日分
生活習慣病入院給付金 (主契約) (生活習慣病入院のみ 担保特約)	継続して5日以上入院したとき 生活習慣病入院給付金日額×(入院日数-入院開始日からその日を含めて4日)	1入院につき120日分、 通算700日分
生活習慣病 手術給付金 (生活習慣病 手術給付特約)	所定の手術を受けたとき、手術1回につき 手術の種類に応じて生活習慣病入院給付金日額の40倍・20倍・10倍	同時に2種類以上の 手術を受けた場合には、 最も給付倍率の高い いずれか1種類の 手術を受けたものと みなします。
三大疾病 診断給付金 (三大疾病 診断給付特約)	責任開始期以後保険期間中に以下に該当した場合にお支払いします。 ①所定のガン(注)に罹患したと医師によって病理組織学的所見(生検)により診断確定されたとき ②所定の急性心筋梗塞を発病し、60日以上労働制限を必要とする状態が継続したと医師によって診断されたとき (軽い家事等の軽労働や事務等の座業はできるが、それ以上の活動では制限を必要とする状態をいいます。) ③所定の脳卒中を発病し、その疾病により初めて医師の診療を受けた日から起算して60日以上、言語障害、運動失調、麻痺等の他覚的な神経学的後遺症が継続したと医師によって診断されたとき 三大疾病診断給付金はお支払いの条件に合致した都度お支払いします。 ただし、ガンを原因として三大疾病診断給付金が支払われた場合で、当該給付金の支払いの原因となったガンおよび当該ガンから転移したと確認されたガン(原発巣(最初にガンが発生した場所)が同じであると保険会社が認めたガン)については、三大疾病診断給付金を支払いません。 また、急性心筋梗塞または脳卒中を原因として三大疾病診断給付金が支払われた場合には、当該給付金の支払いの原因となった急性心筋梗塞または脳卒中(これらと医学上重要な関係があると保険会社が認めた疾病を含みます。)については三大疾病診断給付金を支払いません。	(注)以下のガンは対象となりません。 (1)責任開始の日からその日を含めて90日の間に診断確定された乳房の悪性新生物 (2)上皮内ガン (3)皮膚ガン(皮膚の悪性黒色腫を除く)

※給付金をお支払いできない場合があります。詳細は「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」の「給付金をお支払いできない場合について」をご覧ください。

※各種給付金の支払対象となる疾病および各種手術給付金の支払対象となる手術の種類・給付倍率については、大樹生命ホームページhttps://www.taiju-life.co.jp/for_corporations/guidebook/を参照願います。

※各給付金の支払限度日数については、契約が更新された場合にも更新前の支払日数(1入院、通算とも)が引き継がれます。

※各特約の通算支払限度に達した場合には、その特約は消滅します。

【別表2】 給付金の対象となる疾病・手術等について

1. 入院・手術給付金の対象となる疾病

生活習慣病

対象となる給付金	生活習慣病入院給付金	生活習慣病短期入院給付金	生活習慣病手術給付金
----------	------------	--------------	------------

対象となる疾病の種類は、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中次のものとし、分類項目の内容については「厚生省大臣官房統計情報部編、疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD - 10 準拠」によるものとします。

疾病区分	分類項目
悪性新生物	1. 口唇、口腔および咽頭の悪性新生物 2. 消化器の悪性新生物 3. 呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物 4. 骨および関節軟骨の悪性新生物 5. 皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物 6. 中皮および軟部組織の悪性新生物 7. 乳房の悪性新生物 8. 女性性器の悪性新生物 9. 男性性器の悪性新生物 10. 尿路の悪性新生物 11. 眼、脳および中枢神経系のその他の部位の悪性新生物 12. 甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物 13. 部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物 14. リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物 15. 独立した(原発性)多部位の悪性新生物 16. 上皮内新生物
糖尿病	糖尿病
心疾患	1. 慢性リウマチ性心疾患 2. 虚血性心疾患 3. 肺性心疾患および肺循環疾患 4. その他の型の心疾患
高血圧性疾患	高血圧性疾患
脳血管疾患	脳血管疾患

(※) 生活習慣病手術給付金については、20ページの対象となる手術についてもあわせてご確認ください。

2. 診断給付金の対象となる疾病

三大疾病

対象となる給付金	三大疾病診断給付金
----------	-----------

対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中とは、表1によって定義づけられる疾病とし、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD - 10 準拠」に記載された分類項目中、表2の分類項目に規定される内容によるものをいいます。

表1 対象となる悪性新生物、急性心筋梗塞、脳卒中の定義

疾病名	疾病の定義
1. 悪性新生物	悪性腫瘍細胞の存在、組織への無制限かつ浸潤破壊的増殖で特徴付けられる疾病。ただし、次の疾病を除く。 (1) 責任開始の日(復活が行われたときは、最終の復活の際の責任開始の日)から起算して90日の間に診断確定された乳房の悪性新生物 (2) 上皮内癌 (3) 皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚癌
2. 急性心筋梗塞	冠状動脈の閉塞または急激な血液供給の減少により、その関連部分の心筋が壊死に陥った疾病であり、原則として以下の3項目を満たす疾病 (1) 典型的な胸部痛の病歴 (2) 新たに生じた典型的な心電図の梗塞性変化 (3) 心筋細胞逸脱酵素の一時的上昇
3. 脳卒中	脳血管の異常(脳組織の梗塞、出血、ならびに頭蓋外部からの塞栓が含まれる。)により脳の血液の循環が急激に障害されることによって、24時間以上持続する中枢神経系の脱落症状を引き起こした疾病

お 知 ら せ



「働きやすい職場認証制度」の 認証項目に該当します。



「働きやすい職場認証制度」とは、国土交通省において、自動車運送事業の運転者不足に対応するための総合的取組みの一環として、各事業者の人材確保の取組みを後押しすることを目的として、令和2年度に創設された制度です。

この制度は職場環境改善に向けた各事業者の取組みを「見える化」することで、求職者のイメージ刷新を図り、運転者への就職を促進します。

優良な職場環境の企業であることを求職者にたいしてアピールすることはもちろん、取引先からの信頼性が向上します。

まず、「一つ星」の認証取得には以下の認証項目をすべて満たす必要があります。

「一つ星」認証を受け継続している事業者は「二つ星」の申請が可能です。

対策分野	認証項目	配点	「一つ星」基準点数	「二つ星」基準点数
A,法令順守	9項目	—	—	—
B,労働時間・休日	3項目	26点	6点以上	14点以上
C,心身の健康	4項目	12点	6点以上	8点以上
D,安心・安定	8項目	12点	4点以上	8点以上
E,多様な人材の確保・育成	1項目	16点	6点以上	10点以上
F,自主性、先進性等	1項目	10点	—	6点以上

「全国トラック事業グループ保険」の加入事業所は、

D. 安心・安定の項目の内、

通し番号 19 「運転者の安心・安定のための先進的な取組を実施している。」の小項目において、

「①労働災害・通勤災害の上積み補償制度がある。」に該当します。

さらに、生活習慣病保障プランにも加入すると、

「⑥その他、上記項目に該当しない運転者の安心・安定のための取組を実施している。」

に該当します。

メリットは？

認証事業者の労働条件や労働環境を求職者が容易に確認できるため、トラック・バス・タクシーの運転者への就職を促進する効果が期待されます。対外的にいわゆる「ホワイト企業」であることが公的に認証されるため、求職者だけでなく荷主等の取引先事業者や一般消費者からも認知されることで、企業イメージの向上も期待されます。

また、制度の実施主体である国土交通省が厚生労働省と連携し、ハローワークにおける求人票への記載や、認証事業者と求職者のマッチング支援を実施しています。認証された事業者は、この認証マークを利用することができます。

詳しくは当認証制度実施団体「一般財団法人 日本海事協会」のHP等でご確認ください。

日貨協連事業部宛て FAX: 03-3355-2037

通知日（記入日） 年 月 日

「全国トラック事業グループ保険」及び「生活習慣病保障プラン」
保険金等請求用紙

取扱窓口名★	
事業所名★	
事業者番号	

保険金・給付金 請求該当者	フリガナ		
	被保険者氏名★ (漢字)		
	被保険者番号		
	生活習慣病保障プラン 加入の有無	加入 ・ 未加入	
	請求事由★ (該当に○、複数可)		入院（不慮の事故5日以上）
			生活習慣病による入院（1泊2日以上）・ 手術（三大疾病一時金）
		死亡⇒亡くなった日付（ 月 日）	
		その他（高度障害、身体障害）	

書類送付先★	住 所	〒
	T E L	
	組合名・会社名	
	担当者名	

★記入必須項目

【お問い合わせ先】 日本貨物運送協同組合連合会 事業部 TEL: 03-3355-2035

全国トラック事業グループ保険

FAX 連絡票

03-3355-2037

—いつでもお申込みが可能です—

※ご希望の項目にチェックをつけてください

詳しく説明を聞きたい

グループ保険

生活習慣病保障プラン

パンフレット（ 部）・申込書（加入検討人数 人）を送ってほしい

所属先	（ トラック協会）（ 組合）	
ご住所 （郵便物送付先）	〒 -	
会社名		
ご担当者名		時頃 連絡希望
電話番号		
FAX番号		

特記事項	※連絡事項など、ご記入ください。
------	------------------

※事務局よりご連絡、訪問説明には委託生保の担当者がお伺いします。

※ FAX 連絡票により取得する個人情報についてはお申込みいただいた業務の処理、制度案内の送付に利用させていただきます。

お問い合わせ 日本貨物運送協同組合連合会

〒 160-0004 東京都新宿区四谷 3 丁目 2 番 5 全日本トラック総合会館 9 階
TEL 03-3355-2035 FAX 03-3355-2037